

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第25号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則（昭和29年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあつては、港湾関係を除く。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>管理課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路、河川及び海岸の管理に関する事<u>（唐津土木事務所にあつては、道路、河川及び海岸の維持及び修繕に関する事を含む。）</u></p> <p>(2)の2 略</p> <p>(3) 伊岐佐ダム及び平木場ダムの管理（操作及び維持を除く。以下この号において同じ。）に関する事（唐津土木事務所に限る。）<u>、竜門ダム、有田ダム及び都川内ダムの管理に関する事（伊万里土木事務所に限る。）</u>本部ダム、矢筈ダム及び狩立・日ノ峯ダムの管理に関する事（武雄土木事務所に限る。）並びに岩屋川内ダム、深浦ダム、横竹ダム及び中木庭ダムの管理に関する事（鹿島土木事務所に限る。）</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあつては、港湾関係を除く。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>管理課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路、河川及び海岸の管理に関する事。</p> <p>(2)の2 略</p> <p>(3) 伊岐佐ダム及び平木場ダムの管理（操作及び維持を除く。以下この号において同じ。）に関する事（唐津土木事務所に限る。）<u>、竜門ダム、有田ダム、都川内ダム及び井手口川ダムの管理に関する事（伊万里土木事務所に限る。）</u>本部ダム、矢筈ダム及び狩立・日ノ峯ダムの管理に関する事（武雄土木事務所に限る。）並びに岩屋川内ダム、深浦ダム、横竹ダム及び中木庭ダムの管理に関する事（鹿島土木事務所に限る。）</p>

改正前	改正後
<p>(4)～(20) 略  用地課</p> <p>(1)～(4) 略  工務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 佐賀土木事務所の用地第一課、用地第二課及び用地第三課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>    用地第一課  土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく事業認定申請及び土地収用裁決申請のうち用地事務に關すること並びに用地第二課及び用地第三課の所掌に屬しない事務に關すること。</p> <p>    用地第二課  前項の用地課の各号に掲げる事務（用地第三課の所掌に係る地域以外における事務に限る。）に關すること。</p> <p>    用地第三課  前項の用地課の各号に掲げる事務（佐賀市（国道34号以南、かつ、国道208号及び県道佐賀空港線以西の地域で川副町及び東与賀町の区域を除く地域に限る。） 多久市及び小城市における事務に限る。）に關すること。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 佐賀土木事務所の河川課の分掌事務は、第1項の工務課の各号に掲げる事務（河川事業、海岸事業及び港湾事業に關する事務に限る。）に關することとする。</p> <p>7 唐津土木事務所の道路整備課及び河川課の分掌事務は、次のと</p>	<p>(4)～(20) 略  用地課</p> <p>(1)～(4) 略  工務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 佐賀土木事務所の用地第一課、用地第二課及び用地第三課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>    用地第一課  土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく事業認定申請及び土地収用裁決申請のうち用地事務に關すること並びに用地第二課及び用地第三課の所掌に屬しない事務に關すること。</p> <p>    用地第二課  前項の用地課の分掌事務に掲げる事務（用地第三課の所掌に係る地域以外における事務に限る。）に關すること。</p> <p>    用地第三課  前項の用地課の分掌事務に掲げる事務（佐賀市（国道34号以南、かつ、国道208号及び県道佐賀空港線以西の地域で川副町及び東与賀町の区域を除く地域に限る。） 多久市及び小城市における事務に限る。）に關すること。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 佐賀土木事務所の河川課の分掌事務は、第1項の工務課の分掌事務に掲げる事務（河川事業、海岸事業及び港湾事業に關する事務に限る。）に關することとする。</p> <p>7 唐津土木事務所の道路整備課及び河川課の分掌事務は、次のと</p>

改正前	改正後
<p>おりとする。</p> <p>道路整備課</p> <p>第1項の工務課の分掌事務の第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事務（河川課の所掌に係る事務を除く。）に関する事 こと。</p> <p>河川課</p> <p>第1項の工務課の分掌事務の第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事務（河川事業及び海岸事業に関する事務に限る。）に関する事 こと。</p> <p>8～10 略</p>	<p>おりとする。</p> <p>道路整備課</p> <p>第1項の工務課の分掌事務に掲げる事務（河川課及び港湾課の所掌に係る事務を除く。）に関する事 こと。</p> <p>河川課</p> <p>第1項の工務課の分掌事務に掲げる事務（河川事業及び海岸事業に関する事務に限る。）に関する事 こと。</p> <p>8～10 略</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。